ク　海外からの支援の円滑な受入れ

外国からの救援部隊を始め、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）の円滑な受入れについて、国、地方公共団体が連携した体制の整備等を記載する。

ケ　応急仮設住宅の建設用地の確保等

応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れ、利用可能な用地をリスト化することや、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供体制等応急住宅需要への対応について記載する。

コ　災害廃棄物の一時的な保管場所の確保等

災害廃棄物の適切な処理のため、仮置場として利用可能な空地のリスト化、最終処分場の確保、災害廃棄物の広域的な連携を含めた事前計画の策定などについて記載する。

④　住民等の協働による防災対策の推進

行政が、住民等が、揺れから身を守ることや、適切な避難行動をとるために求められる各人の行動について必要な啓発活動等を行うなど、住民等の協働について記載する。

また、法第23条に定める住民防災組織制度は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害の軽減に効果的な活動を行っている組織を、関係都県知事が認定するものであり、必要に応じ、住民防災組織制度の活用についても記載する。

⑤　防災訓練の実施

首都直下地震の特殊性を十分考慮した、各機関の事業継続の確保に係る訓練、広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練などを記載する。

⑥　地震防災に関する技術の研究開発

耐震・免震・制震技術や、安全な火気器具等について、地震防災に関する新たな技術の研究開発の促進などを記載する。

⑦　津波対策

津波対策については、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高い延宝房総沖地震タイプの地震により津波の浸水が想定される千葉県、茨城県の太平洋側等においては、海岸堤防等の整備や津波避難からの避難体制の充実などを記載する。また、大正関東地震タイプの地震は当面発生する可能性が低いものの、この地震により津波の発生が想定される神奈川県、千葉県等においては、避難訓練の実施等のソフト対策を記載する。併せて、中長期的視野に立ち、海岸堤防等の整備、津波避難ビル等の整備、避難路の確保等についても必要なものを記載する。

⑧　その他

①～⑦に掲げる対策と一体となって推進するものや、犯罪の予防等の社会秩序の維持に関するもの、災害時の情報収集・伝達に関するものなど、①～⑦以外で地域の特性に即して、当該地域で必要と認められるものを記載する。また、国や近隣の地方公共団体との広域防災体制の確保についても記載する。

⑷　その他

地方緊急対策実施計画については、首都地域における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられる。地方緊急対策実施計画の作成に当たっては、当該計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差支えない。

6　特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

⑴　特定緊急対策事業推進計画の認定基準

特定緊急対策事業推進計画の法第24条第８項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

①　緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

特定緊急対策事業推進計画の内容が、本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

②　当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであること（第二号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業が、首都直下地震防災対策に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業について、

ア　事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ　地震防災対策推進協議会等において、事業の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ　事業のスケジュールが明確であること

をもって判断する。

7　緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

政府は、緊急対策区域において、以下に掲げる事項について、地方公共団体、公共機関、事業者等様々な主体と連携した対策を実施するとともに、これら主体による地震防災対策を促進することで、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策を推進するものとする。

⑴　首都中枢機能の継続性の確保

国は、首都中枢機能の継続性の確保を図るため、「３　首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」に記載したところにより、地震防災対策を推進する。

⑵　膨大な人的・物的被害への対応

①　計画的かつ早急な予防対策の推進

ア　建築物、施設の耐震化の推進、家具等の固定

国〔警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕、都県、市町村等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物、オフィス、店舗、ホテル、旅館等不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に重点的に取り組む。

耐震化を促進する環境整備のため、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、補助制度や税制等の支援策の活用促進により、住宅を始めとする建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えを促進するとともに、耐震化に向けた定量的な目標の設定、耐震診断の義務化や所管行政庁による耐震診断結果の公表等を実施する。

また、庁舎、災害応急対策活動の拠点施設、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対応活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化及び耐震化に向けた定量的な目標の設定、天井脱落防止対策等の取組を継続する。

さらに、家具や家電製品、事務機器等の固定、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、ビルの窓ガラスの落下に伴う被災防止等、建築物内外における安全確保を推進する。

イ　出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等

国〔内閣府、消防庁、経済産業省〕、都県、市町村及び関係事業者は、電気等に起因する火災の発生を抑制するため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及や、市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として、大規模な地震発生時に出火の原因となる可能性のある電力供給やガス供給を速やかに停止する措置を含めた出火防止対策を推進する。電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及については、内閣府、消防庁、経済産業省等の関係省庁において、地方公共団体等と連携しつつ、重点的に普及を推進すべき地域の選定、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、住民が自宅から避難する際、ブレーカーを落として避難するよう啓発する。また、国〔消防庁〕、都県及び市町村は、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。